

新旧対照表

旧	新
<p>電子マニフェストシステム加入規約</p> <p>第 7 条 加入者は、電子マニフェストシステムの加入者として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、その他の担保に供する等の行為はできないものとする。</p>	<p>第 7 条 加入者は、電子マニフェストシステムの加入者として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、その他の担保に供する等の行為はできないものとする。</p> <p>ただし、合併その他の事由により事業活動が実質的に継続している場合にはこの限りではない。</p>
<p>第 8 条第 2 項 加入者名の変更は、次の場合に限るものとする。</p> <p>(1) 承継 個人：加入者が死亡し引き継ぐ場合 法人：合併・分割時に新会社となる場合で、新会社にて別組織に契約を承継する場合</p>	<p>第 8 条第 2 項 加入者名の変更は、次の場合に限るものとする。</p> <p>(1) 承継 個人：加入者の死亡等により事業を引き継ぐ場合、法人から個人事業主への組織変更等をした場合で、契約を承継する場合 法人：合併・分割時に新会社となる場合、個人事業主が法人化する場合、その他の組織変更をした場合で、新会社にて別組織に契約を承継する場合</p>
<p>第 16 条第 2 項 電子マニフェストシステムの利用時間は、1 月 1 日、1 月 2 日及び 8 月 15 日を除く毎日午前 4 時から翌日午前 1 時までとする。</p>	<p>第 16 条第 2 項 電子マニフェストシステムの利用時間は、次の各号に定める日を除く毎日午前 4 時から翌日午前 0 時までとする。</p> <p>(1) 1 月 1 日から 1 月 3 日 (2) 5 月の第 1 日曜日 (3) 8 月の第 2 又は第 3 の土曜日及び日曜日 (4) 10 月の第 2 日曜日 (5) その他センターが定める日</p>
<p>IC カードを利用した運搬終了報告機能利用細則</p> <p>第 12 条第 2 項 利用者は、正常運用の確認のため、1 月 1 日、1 月 2 日、8 月 15 日及び祝日を除く月曜日から金曜日の午前 8 時から午後 7 時の間デモンシステムを利用することができる。</p>	<p>第 12 条第 2 項 利用者は、正常運用の確認のため、次の各号に定める日を除く月曜日から金曜日の午前 8 時から午後 7 時の間デモンシステムを利用することができる。</p> <p>(1) 1 月 1 日から 1 月 3 日 (2) 祝日 (3) その他センターが定める日</p>
<p>第 16 条第 2 項 IC カード機能による JWNET の接続サービスは、1 月 1 日、1 月 2 日及び 8 月 15 日を除く毎日午前 4 時から翌日午前 1 時の時間帯に利用可能とする。</p>	<p>第 16 条第 2 項 IC カード機能による JWNET の接続サービスは、次の各号に定める日を除く毎日午前 4 時から翌日午前 0 時の時間帯に利用可能とする。</p> <p>(1) 1 月 1 日から 1 月 3 日 (2) 5 月の第 1 日曜日 (3) 8 月の第 2 又は第 3 の土曜日及び日曜日 (4) 10 月の第 2 日曜日 (5) その他センターが定める日</p>
<p>Web-EDI 機能利用細則</p> <p>第 14 条第 2 項 利用者は、正常運用の確認のため、1 月 1 日、1 月 2 日、8 月 15 日及び祝日を除く月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時の間デモンシステムを利用することができる。</p>	<p>第 14 条第 2 項 利用者は、正常運用の確認のため、次の各号に定める日を除く月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時の間デモンシステムを利用することができる。</p> <p>(1) 1 月 1 日から 1 月 3 日 (2) 祝日 (3) その他センターが定める日</p>

旧	新
<p>電子契約機能利用細則</p> <p>第 21 条 利用者に対する電子契約機能のサービスは、1月1日、1月2日及び8月15日を除く毎日午前4時から翌日午前1時の時間帯に利用可能とする。</p>	<p>第 21 条 利用者に対する電子契約機能のサービスは、次の各号に定める日を除く毎日午前4時から翌日午前0時の時間帯に利用可能とする。</p> <p>(1) 1月1日から1月3日 (2) 5月の第1日曜日 (3) 8月の第2又は第3の土曜日及び日曜日 (4) 10月の第2日曜日 (5) その他センターが定める日</p>
<p>第 21 条第 2 項 ASP システムに対する JWNET への接続サービスは、1月1日、1月2日及び8月15日を除く毎日午後7時から午後11時の時間帯に利用可能とする。</p>	<p>第 21 条第 2 項 ASP システムに対する JWNET への接続サービスは、次の各号に定める日を除く毎日午後7時から午後11時の時間帯に利用可能とする。</p> <p>(1) 1月1日から1月3日 (2) 5月の第1日曜日 (3) 8月の第2又は第3の土曜日及び日曜日 (4) 10月の第2日曜日 (5) その他センターが定める日</p>
<p>第 24 条 ASP 事業者は、ASP システムと電子契約機能との動作検証のため、1月1日、1月2日、8月15日及び祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時の間デモシステムを利用することができる。 ただし、電子契約機能の動作検証以外の目的で、デモシステムを利用してはならない。</p>	<p>第 24 条 ASP 事業者は、ASP システムと電子契約機能との動作検証のため、次の各号に定める日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時の間デモシステムを利用することができる。 ただし、電子契約機能の動作検証以外の目的で、デモシステムを利用してはならない。</p> <p>(1) 1月1日から1月3日 (2) 祝日 (3) その他センターが定める日</p>
<p>EDI システム運用規程</p> <p>第 23 条 EDI 方式による JWNET の接続サービスは、1月1日、1月2日及び8月15日を除く毎日午前4時から翌日午前0時の時間帯に利用可能とする。</p>	<p>第 23 条 EDI 方式による JWNET の接続サービスは、次の各号に定める日を除く毎日午前4時から翌日午前0時の時間帯に利用可能とする。</p> <p>(1) 1月1日から1月3日 (2) 5月の第1日曜日 (3) 8月の第2又は第3の土曜日及び日曜日 (4) 10月の第2日曜日 (5) その他センターが定める日</p>
<p>第 27 条 EDI 事業者は、EDI システムの動作検証のため、1月1日、1月2日、8月15日及び祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時から午後6時の間デモシステムを利用することができる。ただし、デモシステムの利用は、EDI システムごとに1個に限るものとし、EDI システムの動作検証以外の目的で、デモシステムを利用してはならない。</p>	<p>第 27 条 EDI 事業者は、EDI システムの動作検証のため、次の各号に定める日を除く月曜日から金曜日の午前8時から午後6時の間デモシステムを利用することができる。ただし、デモシステムの利用は、EDI システムごとに1個に限るものとし、EDI システムの動作検証以外の目的で、デモシステムを利用してはならない。</p> <p>(1) 1月1日から1月3日 (2) 祝日 (3) その他センターが定める日</p>